

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表
 学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	イシカワ ユミ 石川由美	授与番号 甲 1571 号
学位の種類	博士(社会学)	授与年月日 2022年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]	
博士論文の題名	専門職としての介護職の存立基盤 一人材不足問題と専門性の検討から一	
審査委員	(主査) 石倉 康次 (立命館大学産業社会学部特別任用教員)	小川 栄二 (元立命館大学産業社会学部教授)
	斎藤 真緒 (立命館大学産業社会学部教授)	
論文内容の要旨	<p>本論文は、介護の社会化が社会的に要請される中で、施設介護職員や訪問介護職員がともに人材確保難に逢着していること背景には、制度政策にかかわる専門職の存立基盤に構造的要因があるとみて、その構造上の問題点を解明し、打開の方向を探ることを課題としている。</p> <p>本論文の第1章では、介護職の人材確保政策が量の確保を優先した問題点を洗い出す。1990年代初頭から量的確保に重点が置かれ、質的確保については段階的な養成研修課程が創設されたこと、1990年代後半からは、介護保険制度の施行下で、人員不足・財源不足が深刻化すると、養成研修のハードルはさらに下げられ、より短時間で多くの人員を介護分野に参入させようとする政策が展開されてきたことを明らかにした。介護職員の賃金については、「主婦ならだれでもできる仕事」という性別役割分業の考え方や、非正規雇用の低い賃金水準、さらにボランティアの混在等により、低コストの働き手として位置づけられた。他方、「正規職員化闘争」や自主研究グループなどによる優れた実践の中に萌芽し始めていた、「利用者・国民の人権保障を実現しようとする」専門性は軽視され、サービス提供は行為ごとの「細切れ」、「駆け足介護」となった。身体介護が重視され生活援助の専門性を軽視する政策が介護報酬にも表れ、働きがいを見失しなわせ、介護職員の価値を低く認識させることに繋がっていったことを明らかにする。</p> <p>第2章では、資格制度化への各界の動きを検討した。介護福祉士資格創設の政策側の意図は、介護需要の高まりに対するマンパワー不足を補うために民間シルバーサービスを参入させる必要性によるものであった。社会福祉関係者は、国家資格創設にあたって政策側の意図にほぼ無条件に迎合する態度をとった。看護職や家政婦などの隣接職種が、自らの職域を侵害されることを危惧して強い圧力をかけた。こうした関係者間の政府内外での対抗意識や軋轢から、互いの専門性を高めていくような働きかけに結びつかず、短期間、国家試験無試験コースを設けることで隣接職種と妥協し、高い水準を求めることができなかつたことを解明した。</p> <p>第3章では、介護職の専門性に関する議論の到達点を整理した。「理念・目的」は生活基盤を整える関わりを通して利用者の生命と尊厳を守り、そのことによって利用者の生きる意欲を高め、利用者固有の生活問題の解決に向けて、利用者とともにその人らしい幸福な生活を追求していくことであるとされた。「理論」は、社会福祉領域の知識・技術、制度の理解を前提とし、隣接・関連領域の学際的な取り込みによる人間全体の理解を必要とし、さらにそれらを個別性に応じて応用・統合できることとされた。「実践方法・技術」においては、科学的根拠と客観的に裏付けられた手法をもち、予測の上に立ち、悪化防止や緊急事態への適切な対応、および生活障害の悪化を予防する実践。人間関係形成技術、生活行為を成立させるための技術、家事機能を維持拡大する生活技術、援助を通してニーズを顕在化させる目配りと鋭い観察力などが求められるとされた。「手段的価値」として、利用者と援助者の対等性、個別性の理解、共感的態度、自己決定の尊重、民主主義、人道主義、守秘義務、自己覚知といった価値基準が求められとされたことなどを確認した。</p> <p>「資格制度」を検討した第4章では、人材育成のハードルが下げられたことが介護職全体の専門性の構築を阻み、介護福祉士の国家資格の取得が、真に専門的な援助の実践者として社会に認められることに繋がっておらず、厚労省の提唱する「富士山型」の人材構造は、一部の者</p>	

	<p>にのみ専門性を求め、その他の者には高い専門性は不要とする考え方であり、求められる「高い専門性」は、重度者や医療依存度の高い人への対応ができることであると捉えるような、医療モデル的に偏向していると批判している。</p> <p>「権限」を検討した第5章では、介護保険制度の下では業務の細分化や業務範囲の制限などにみられる裁量権の弱さがあることを指摘し、2011年から介護職の業務として位置づけられ「医療的ケア」では、十分な権限や賃金評価を与えられないまま看護職の補助・補完的な業務を担わされ、介護職の「生活問題を支える」という介護職の中心部分が弱められる傾向にあると指摘している。</p> <p>「労働条件と労働内容」を検討した第6章では、介護現場は他職種に比べて正規職員の割合が少ないこと、非正規職員の中にも多様な雇用形態の者が混在し、就労意識にもばらつきがあり、相互の連帯や支え合いが機能しづらくなっている。非正規職員には労働時間等の制約があり、正規職員の労働負担が重くなり、適正なバランスで業務を分担できない状況が起きている。他方で、生産性向上と標準化という考え方が導入され、デジタルテクノロジーを活用して、身体状況の改善を重視しインセンティブを与える成果主義とその管理主義が推進されていると指摘する。</p> <p>以上の検討を踏まえ、終章では、専門職としての存立基盤を整備していく課題として、①介護職種内の資格ごとの職務範囲の制限と、仕事の内容に見合った待遇の違いの明確化、②介護する「場」や「対象」の特性を重視した「横の広がり」のある教育・研修システムの構築、③自律性のある業務範囲の拡大とその対価の保障、④労働特性に見合った人員配置基準と専門性の適正な評価などの、具体的な改革課題を提起している。</p>
<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文の公聴会は、2022年1月28日(金)午前9時半から11時まで衣笠キャンパス以学館一階産業社会学部大会議室で、主・副指導教員他の出席のもと実施された。そこでの報告及び質疑を踏まえて主・副指導教員間での審査を行い、本論文の有する意義を下記の通り確認した。</p> <p>まず、第1に自身の長年の現場経験を生かして、現場でのリアルな実態と、介護職にかかわる理念や専門性に関する研究者の議論の到達点とを対照させながら問題点を歴史的な経過を踏まえて掘り下げ明らかにしている。</p> <p>第2に職能団体や専門家集団の見解を、介護福祉士創設期と基礎構造改革期以降に分け整理分析している点は、資料的価値も大きい。</p> <p>第3に、介護職の専門性をめぐる問題点を人材確保政策に焦点を据えて掘り下げたことによって、専門性確立に関する議論を現場実践から導き出す従来の議論を超えて、人材確保養成政策が専門性確立と密接に関連していることを明らかにした。この点は専門性論に新たな地平を開くものであり、同時に今日の人材確保難の要因の解明を専門性とかかわらせて明らかにする筋道を導き出している点は、独自の研究成果と言える。</p> <p>第4に、介護職が専門職として成り立つ方向を、医療モデルによらない「生活問題を支える」専門職として存立する基盤整備の課題として、横の広がりのある教育・研修システム、自立性のある業務範囲の拡大、人員配置基準と適正な処遇の提起は、論理的に支持できる。</p> <p>今後の課題として3点指摘された。一つは介護福祉士の資格は業としての資格であり、業務内容に関する資格ではない点について一層の解明が必要。二つ目は、筆者が課題に最初に挙げている三つの資格ルートを職務範囲の制限と待遇の違いの明確化、という提起は、いわゆる「富士山型」とどのよう異なるのか明確にすることが必要。三つ目に、介護職の専門性は「ケアマネージャ」同様に両義的であり、研究にフィードバックされていくルートの確保も必要であるが、この点での解明が付け加えられるべきである。</p> <p>審査委員会は、これらの課題を念頭に置きつつ、本論文の到達した学術的意義や研究の独創性を鑑みて、本学の博士学位審査に関わる評価基準に照らし、論文全体を肯定的に評価した。論文審査と公聴会での口頭試問結果を総合して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
<p>試験または</p>	<p>本論文の公聴会は、2022年1月28日(金)午前9時半から11時まで、申請者本人による論文要旨の報告及び審査委員との質疑応答を柱に衣笠キャンパス以学館一階産業社会学部大会議室およびオンライン(zoom)において行われた。そこでは、上記でも指摘しているように、本研究科の博士学位授与に相応しいものとして論文自体を高く評価した。</p> <p>申請者は、もともと看護師、介護支援専門員、看護師や介護福祉士養成校の教員などを務め</p>

学力確認の結果の要旨	<p>たのち、2013年に本研究科博士後期課程に進学し現在に至っている。その間、高知県立大学、田園調布学園大学、浦和大学短期大学部で介護福祉士養成教育と研究に携わり、特別養護老人ホームの施設長も務めている。研究面では、「介護福祉士資格制度創設の経緯と専門性論の行方」(『田園調布学園大学紀要』第14号2020年)、「介護人材確保と専門性構築の矛盾」(『田園調布学園大学紀要』第15号2021年)、「介護職の専門性と介護労働をめぐる問題」(『浦和論叢』第65号2021年)、などの査読論文を発表してきている。</p> <p>審査委員会は、申請者の公聴会での報告・質疑応答ならびに経歴・業績等々を総合的に評価し、申請者が博士学位に相応しい学識を有していること、外国語文献の読解においても十分な能力を備えていることを確認した。</p> <p>以上の事から、本学学位規定第18条第1項に基づいて、博士(社会学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断するものである。</p>
------------	--